

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が夫の保険料とともに納付したはずであり、申立期間が未納とされていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人の申立期間に係る国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和52年7月から平成11年1月までの長期間にわたり、申立人及び申立人の夫は同様の納付記録が確認できることから、夫婦の保険料は一緒に納付していたものと推認できる。

また、申立期間は15か月と比較的短期間である上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和52年4月に国民年金の被保険者資格取得届及び付加保険料の納付の申出を提出していることが確認でき、申立人の夫についても資格取得届及び付加保険料の納付の申出が申立人と同時期に行われ、その夫は申立期間のうち、51年4月から52年3月までの定額保険料を過年度納付し、同年4月からは付加保険料を含めて納付していることが記録されていることを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料及び同年4月から同年6月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3815

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月

私は、会社を退職後、昭和 44 年 8 月 1 日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同年 9 月 29 日に A 市役所で納付した。その記録が年金手帳に記載され、検認印もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間は未加入と記録されているところ、申立人の所持している国民年金手帳には、国民年金の被保険者資格を昭和 44 年 8 月 1 日に任意で取得したことが記載されていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

また、上記年金手帳の昭和 44 年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和 44 年 8 月の国民年金保険料を同年 9 月 29 日に検認したことを示す A 市の検認印が押されており、特殊台帳においても当該納付記録が確認できるところ、当該保険料が還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 6 月に会社を退職して A（職種）をしており、申立期間当時は祖父の扶養となっていた。申立期間の国民年金保険料は祖父が納付していた記憶があり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月 21 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者記録は同年 9 月 24 日付けで厚生年金保険の被保険者記録に基づき被保険者資格が追加されていることが確認できることから、申立人は、同年 8 月から同年 9 月までに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、オンライン記録において、申立人が国民年金に加入した直後の昭和 61 年 9 月 29 日付けで過年度納付書が作成されていることが確認できる上、申立人の母は、家族の保険料は申立人の祖父が納付してくれたと申述しているところ、申立人の両親は申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認でき、申立期間は 18 か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人の祖父が申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 38 年 12 月 2 日から 41 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から 43 年 5 月 25 日まで
④ 昭和 43 年 12 月 18 日から 44 年 4 月 25 日まで

私は、申立期間に係る厚生年金保険に加入した4つの事業所について、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した事実はないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前後にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、未請求となっているA社の被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないことは、事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年5月31日から同年12月25日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年12月25日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成7年5月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録（7年12月25日）を8年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月31日から8年3月1日まで

私は、平成7年1月に、A社に入社し、8年2月まで勤務したが、7年5月以降の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間については、同社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において、平成7年1月23日に資格取得し、8年8月31日に離職していることが確認できるが、オンライン記録では、7年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）より後の7年12月25日付けで、申立人を含む11名について、同年10月の標準報酬月額に係る定時決定を取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年5月31日とする処理を遡って行っていることが確認できる。

また、A社に係る履歴全部事項証明書により、申立人は同社の役員でないことが確認できることから、当該遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、遡って平成7年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）の処理年月日である同年12月25日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額は、当初届け出た、平成7年5月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年12月25日から8年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、継続してA社に雇用されていたことが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及して訂正された元同僚1名から提出された給与明細書により、当該期間においても総支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を継続して給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る遡及訂正前の平成7年11月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間について厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本から法人であることが確認でき、申立人を含む被保険者資格喪失日に係る届出が遡及して処理されている被保険者11名はいずれも、A社から名称変更したB社が適用事業所となった平成8年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間に常時従業員として勤務していたと認められることから、A社は厚生年金保険法が定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、事業主は、社会保険事務所に適用に係る届出を行っていなかったと認められることから、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年8月から19年7月までは17万円、同年8月から20年3月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円及び17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を17年11月から18年3月までは20万円、同年4月から19年4月までは22万円、同年5月から20年3月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月1日から20年4月1日まで
私は、「ねんきん定期便」でA事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が実際と違うことを知り、同事業所に修正を依頼して平成20年4月以降の期間については修正されたものの、同年3月以前の期間については時効であることから、年金額に反映されない記録となっているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初平成17年11月から18年8月までは16万円、同年9月から20年3月までは17万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年5月に、18年8月から19年7月ま

では 17 万円、同年 8 月から 20 年 3 月までは 28 万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、平成 17 年 11 月から 18 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から 19 年 4 月までは 22 万円、同年 5 月から 20 年 3 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、実際の報酬月額に基づく届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年6月1日まで

私は、申立期間当時勤務していたA社において、同社B支店から同社C支店に転勤となった際、同社が厚生年金保険被保険者の資格喪失届を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たため、被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D支店から提出された申立人に係る社員名簿の経歴欄から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年5月31日と記録することは考え難いことから、事業主は申立人の資格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行

っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 19 日から 39 年 7 月 20 日まで
② 昭和 39 年 9 月 10 日から 41 年 9 月 26 日まで

私は、年金記録を確認した際、A社及びB社について脱退手当金が支給されていることになっていることを知ったが、当時は脱退手当金の制度も知らなかったし、受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和43年9月13日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は氏名変更がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年2月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年11月1日から8年10月1日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、平成6年11月から8年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くされており、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、同年3月12日付けで9万2,000円に遡及して訂正され、その標準報酬月額が同年9月まで適用されている。

また、申立人と同様の遡及訂正が当時の事業主及び事業主の妻にも行われていることが確認できる上、元同僚二人は、平成7年10月から8年9月までの期間が遡及訂正されている。

さらに、申立人及び元同僚のうち一人は、「申立期間当時、会社の経営が悪化して社会保険料の納付が困難となった。」と供述している。

加えて、A社の登記簿謄本により、申立人は申立期間において役員であったことが確認できるが、当時の事業主及び元同僚は、「申立人は、社会保険関係手続には関与していなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成8年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について6年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年11月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 17 日から 47 年 4 月 16 日まで
② 昭和 50 年 3 月 24 日から 51 年 5 月 21 日まで

私は、平成 20 年 8 月に年金の裁定請求をしたとき、A社に勤務した期間とB事業所に勤務した期間を合わせて脱退手当金を支給された記録になっていると言われたが、脱退手当金を受給したことは無いので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②に挟まれた 32 か月の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 52 年 7 月 22 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 3984

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年11月25日まで
私は、平成5年7月1日から同年11月25日までA社のB事業所に勤務したが、この間の給与が34万円だったのに標準報酬月額が9万8,000円になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する34万円と記録されていたところ、平成7年7月13日付けで資格取得日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成7年7月13日付けで標準報酬月額が減額訂正された者は、申立人のほかに役員1名と従業員47名の合計49名であることがオンライン記録において確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立期間当時、経営不振により社会保険料を滞納していた。」と回答している。

加えて、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立期間において、申立人は役員ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成7年7月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について厚生年金保険の被保険者資格取得日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険の資格取得日に係る記録を平成3年8月21日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、同年8月は17万円、同年9月は15万円とすることが必要である。

なお、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月21日から同年10月1日まで

私は、平成3年4月1日から17年5月1日までA社に継続して勤務していた。そのうち、3年8月21日から同年10月1日の期間は、同社が所有する船舶において体験乗船していたことから、船員保険の適用であったと思われる。申立期間の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、申立人から提出された船員手帳及び当該事業所の給与支給明細書から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により、平成3年8月は17万円、同年9月は15万円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶所有者は申立期間に係る資料を保存しておらず不明としているが、船員保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、船舶所有者が

ら当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、船舶所有者は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和25年8月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年1月から24年12月まで
② 昭和25年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和25年11月3日から26年7月1日まで
④ 昭和27年12月1日から33年5月16日まで
⑤ 昭和26年7月1日から27年12月1日まで

私は、申立期間①についてはB県CにあったD事業所でE（職種）として、申立期間②についてはF（地名）に所在したG事業所のH（機関）のI（施設）でJ（職種）として、申立期間⑤についてはK（地名）のI（施設）でJ（職種）として勤務しており、これらの期間は、厚生年金保険に加入していたと思っていたが、全ての期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。また、申立期間③及び④については脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、「L（地名）のG事業所の上層階にあったM国軍のN（役職）のみが使用できるO（施設）に勤務し、当該ビルの下層階にはN（役職）のP（施設）があった。私は、過去に氏名をQ、生年月日を大正15年*月*日としていたことがあった。」と供述しているところ、駐留軍関係の日本人労働者の記録を管理するR省

S事務所に照会した結果、「T」の氏名で生年月日が大正 15 年*月*日、資格取得日は昭和 25 年 8 月 1 日、資格喪失日は同年 10 月 1 日の記録があることが確認できるところ、「T」が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該記録は、オンライン記録により、未統合の記録となっていることが確認できる。

また、A事業所の被保険者名簿において、「T」と同じページに記載されている元同僚は、「当時、G事業所はA事業所と言い、M国軍のN（役職）用の施設で、8階にO（施設）が、その下にはP（施設）があり、自分はP（施設）の方で働いていた。」と供述しており、申立人の供述内容と符合することから、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 25 年 8 月 1 日、資格喪失日を同年 10 月 1 日とする届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、上記未統合の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 25 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、S事務所は、「当該期間に係る記録は確認できない。」と回答している上、申立人は、元同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間当時の状況について供述を得ることができないことから、申立人の当該期間の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①については、進駐軍において勤務する日本人労働者は、「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号厚生省保険局長通知）により、24 年 1 月 1 日以降に連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされているところ、オンライン記録において、C地区を管轄するU（機関）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であることから、申立期間①のうち、23 年 1 月から 24 年 4 月 1 日までの期間については、同事務所は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、駐留軍関係の日本人労働者の記録を管理するS事務所は、「申立人の氏名をV、Q、T、生年月日が大正 12 年*月*日又は 15 年*月

*日で調べたが、申立期間①に申立人の記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③及び④については、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年9月26日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、W事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性被保険者16名（申立人を除く。）のうち、脱退手当金の受給資格者で脱退手当金を支給したことになっている者は8名おり、うち資格喪失日から6か月以内に支給決定されている者が6名いるところ、当該事業所の閉鎖の際に日本人従業員の責任者だった元同僚は、「各事業所を統括していた人事部が、会社を辞める女性に対し、脱退手当金を受給するかどうか各人に意向を確認していたと思う。」と供述している上、支給記録のある元同僚の1名は、「事務所の人が脱退手当金の申請手続きを行い、退職金と一緒に脱退手当金をもらった。退職の際に厚生年金保険を脱退するか否か聞かれ、脱退する人は脱退手当金をもらい、脱退しないと言えば手続きはされないようになっていた。」と供述していることから、申立人についても、事業所が申立人の委任に基づき代理請求を行ったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

4 申立期間⑤については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）により、26年7月1日以降は、非軍事的業務に使用される者は政府の直僱使用人としての身分を喪失し、ハウス及びホテル棟の家事使用人、クラブ、宿泊施設、食堂並びに映画事業

等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされている。

また、申立人に係るX（機関）Y事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、昭和26年7月1日付けでX（機関）Y事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が被保険者資格を新規に取得したW事業所は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、申立人と同じく継続して勤務していたとする元同僚も申立人と同様、26年7月1日に一旦資格を喪失し、27年12月1日に資格取得している。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年5月21日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、平成7年4月から9年4月までの25か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が22万円から9万2,000円に引き下げられている。当該期間において仕事の面で変化は無く、減給も無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から同年12月まで22万円と記録されていたところ、8年1月25日付けで7年4月1日に遡って、9万2,000円に引き下げられ、その標準報酬月額が8年9月まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人と同じく平成8年1月25日に遡及訂正されている元同僚一人から提出された給与明細書により、7年4月から同年12月までにおいても遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、元事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指示で書面を交わしたことは覚えている。社会保険事務所との交渉は、私だけで行い、役員、従業員には説明していない。」と供述しているところ、元同僚は、「給与計算等は社長一人で行っていたと思う。申立人はB（業務）を担当しており、給与・年金業務は行っていない。」と供述していることから、申立人は、当該遡及処理に関与していないと認められる。

さらに、当該事業所は、申立人に係る平成8年10月1日の定時決定及

び資格喪失の届出を行っていなかったことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年5月21日）の約10か月後の10年3月11日付けで、遡って8年10月1日からの標準報酬月額を前年と同じ9万2,000円とし、申立人の資格喪失日を9年5月21日とする届出を行っており、有効な記録訂正とは認められない8年1月25日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定における処理は有効な処理であったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において平成8年1月25日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正及び当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の10年3月11日付けの遡及処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は38万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月から19年1月までは36万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月から同年7月までは36万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から19年9月1日まで

私は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は26万円と記録されているが、給与明細書の控除額は標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料以上の金額が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与支給明細書及び同社から提出された賃金台帳により、平成17年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は38万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月から19年1月までは36万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月から同年7月までは36万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から9年5月21日まで

私の夫は、A社に勤務した期間のうち、平成6年1月から9年4月までの40か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、当該期間において仕事の面で変化は無く、減給も無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年10月までは53万円（最高等級）、同年11月から7年12月までは59万円（最高等級）で記録されているところ、同年3月17日付けで、6年1月1日に遡って、同年1月から7年3月までは9万8,000円に、8年1月25日付けで、7年4月1日に遡って、同年4月から同年12月までは20万円に引き下げられ、8年9月まで継続していることが確認でき、申立人と同様に他の元同僚一人も7年3月17日に遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人の妻から提出された給与明細書により、申立期間について遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に取締役であったことが確認できるが、雇用保険の加入記録により申立人が申立期間に

において雇用保険に加入していることが確認できるところ、元事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の指示で書面を交わしたことは覚えている。社会保険事務所との交渉は、私だけで行い、役員、従業員に説明していない。」と供述し、元役員の一人名は、「当時、経営及び給与等に関することは、社長単独で行っており、申立人からは何も聞いていないので、一切関与してないと思う。」と供述していることから、申立人は、当該遡及処理に関与していないと認められる。

さらに、当該事業所は、申立人に係る平成8年10月1日の定時決定及び資格喪失の届出を行っていなかったことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（9年5月21日）の約10か月後の10年3月11日付けで遡って、8年10月1日からの標準報酬月額を前年と同じ20万円とし、当該標準報酬月額は資格喪失日まで継続していることが確認できるところ、申立人から提出された給与明細書により、申立期間のうち、6年11月から9年4月までは59万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、社会保険事務所が当該遡及処理を行う合理的理由は無い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において平成7年3月17日付け及び8年1月25日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正及び当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の10年3月11日に行われた遡及処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 3990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を 31 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

私の年金記録を調べた結果、A社に勤務していた平成 19 年 12 月 20 日に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないことが判明した。賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された平成 19 年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、31 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3817（事案 385 及び 3071 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、同年 4 月から 45 年 3 月までの期間、47 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 7 月から 51 年 3 月までの期間、同年 4 月から 52 年 3 月までの期間、同年 4 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで
⑤ 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
⑥ 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで
⑦ 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
⑧ 昭和 56 年 10 月から 61 年 12 月まで

私は、申立期間においては、A 市役所の年金係の職員による集金において、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間②、④及び⑥については、保険料免除期間となっているが保険料免除の申請を行ったことは無い。申立期間の納付に係る新たな事実や関連資料は無いが、納得できないので再々申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までのうち、前々回申立てのあった期間（申立期間⑦及び⑧）については、i) 一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も未納となっていること、ii) 申立期間⑦及び⑧以外にも未納期間が散見され納付意識が高いとは言い難いこと、iii) 申立期間⑦及び⑧の保険料の金額等を覚えておらず、申立内容は不明であること等を理由として、

既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たに申立期間①から⑥までを加え、申立期間①から⑧までの保険料を市の年金係の職員が毎月集金に来たときに納付していたとして再申立てを行ったが、i) 申立期間②、④及び⑥は免除期間であることが確認できることから、申立人が申立期間①から⑧までに係る保険料を毎月、集金人に納付していたとの主張は矛盾しており、申立期間①から⑧までの保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 申立期間は 8 回、261 か月と長期間に及んでいること、iii) 申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、iv) 申立期間⑦及び⑧について、新たな資料等の提出が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再々申立てを行っているが、申立期間①から⑧までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、前回の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から⑧までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年3月まで
私は、昭和50年4月頃から夫と私の国民年金保険料を、当時住んでいたA県B郡C町（現在は、D市）で、毎月E銀行F支店（当時）で納付していたが、夫は申立期間が納付済みとなっているのに、私は未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、当時住んでいたC町で納付したと主張しているところ、G区の国民年金被保険者名簿には、申立人は昭和47年3月にH市からG区に転入し、52年7月にG区において申立人に国民年金手帳が再発行され、53年4月にC町に転出したことが記録されていることから、申立人は申立期間当時G区に住んでおり、申立内容は事実と相違している。

また、申立人及び申立人の夫は、申立期間以外にも未納及び未加入期間が多数回見受けられる上、申立期間以前の夫婦の納付状況は同じではないことを鑑みると、申立期間についてのみ一緒に納付していたとは推認し難い。

さらに、申立人に係る当時の特殊台帳の納付記録はオンライン記録と同じく未納の記録であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 57 年 3 月まで

私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市納税貯蓄組合の集金人に毎月納付してくれた。保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月頃、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をA市納税貯蓄組合の集金人に納付したと申述するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、56 年 3 月 20 日に社会保険事務所（当時）からA市（現在は、B市）に払い出された手帳記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の年金手帳は 57 年 2 月 15 日に交付されたことが確認でき、このときに加入手続が行われ、50 年 11 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の加入手続が行われた昭和 57 年 2 月時点において、申立期間のうち 54 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出されたA市納税貯蓄組合に納付したことを示す資料は申立期間当時のものではない上、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母から証言を得ることができないことから、申立期間当時の納付

状況は不明である。

加えて、申立期間は 77 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行ってくれ、私と母の国民年金保険料は納税組合を通じて納付してくれていたのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している年金手帳は、昭和49年以降に使用されているオレンジ色の様式のものである上、申立人の国民年金の記号番号は50年9月16日にA社会保険事務所(当時)からB市(現在は、C市)に払い出された400件の記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金被保険者名簿に、同年12月20日に年金手帳が交付されたことが記録されていることから、このとき国民年金の加入手続が行われ、46年3月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は昭和50年12月に加入手続を行うまでは国民年金に未加入であり、制度的に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、上記被保険者名簿の納付記録においても申立期間は未納であり、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に他界しているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3821（事案 529 及び 3269 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、A（地名）の団地に居住していたとき、B 区役所から未納となっている保険料を特別に遡ってまとめて納付できると知らされたので、私が、夫婦二人の未納保険料をまとめて納付したのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の主張は、国民年金保険料を昭和 47 年か 48 年頃に一括納付したというもので、翌年度以降の保険料までも納付したこととなり、申立内容が不自然であること、ii) 申立人は、納付場所及び納付金額についての記憶も定かでなく、第 2 回目及び第 3 回目の特例納付実施期間中に納付した可能性を見いだせるだけの事情が認められないこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等の写し）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 3 日及び 23 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再々申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3822（事案 707 及び 3270 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 12 月まで

私の夫の申立期間の国民年金保険料については、A（地名）の団地に居住していたとき、B 区役所から未納となっている保険料を特別に遡ってまとめて納付できると知らされたので、私が、夫婦二人の未納保険料をまとめて納付したのだから、申立期間が未納とされていることは納付できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、前々回申立てのあった期間（昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月まで）については、i）当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付期間、納付金額等に関する記憶が定かではなく、保険料を C 駅近くの銀行の会議室で納付したと述べているが、D 社会保険事務所（当時）は出張徴収を行っておらず、申立人の妻の主張と相違していること、ii）同時に納付したと主張する申立人の妻も当該期間は未納となっており、申立人の妻が、当該期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等の写し）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人の妻は、上記の当委員会の通知を受けた後、当初の申立期間を昭和 45 年 4 月から 49 年 12 月までの期間に変更し再申立てを行っていたが、追加した期間も含めて保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再々申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、前回の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

私は、平成元年3月31日に勤務先を退職後、同年4月に国民年金の加入手続を行い、同年4月から同年9月までの半年分の国民年金保険料をまとめて納付したが、同年7月から夫の被扶養者になったので、保険料が返金された。申立期間の保険料を納付したのに、未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月31日に勤務先を退職後、同年4月に国民年金の加入手続を行い、その際、半年分の国民年金保険料をまとめて納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人及び前後の被保険者の第3号該当処理日から同年7月下旬頃に払い出されており、そのときに第3号被保険者として加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の所持する年金手帳によれば、平成元年7月11日に第3号被保険者として国民年金の被保険者資格を初めて取得しており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、加入手続時に申立期間を含む半年分の保険料をまとめて納付したが、平成元年7月11日に申立人の夫の被扶養者となったことから保険料が返金されたと申述しているところ、オンライン記録において、保険料を納付したと主張する期間のうち、第3号被保険者期間である同年7月から同年9月までの期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3824

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私の年金記録のうち平成9年8月については、同月内において国民年金から厚生年金保険へ切り替わり、また国民年金へ切り替わった。私は、月末に属する年金制度の保険料は納付しなければならないと聞いていたので、同年8月22日から同年8月31日までの国民年金保険料を銀行で納付したのに、申立期間が未納となっているので訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月 4 日に国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、そのときは加入手続だけ行ったが、その後、60 年 12 月 23 日に B 区役所から申立期間の国民年金保険料の納付書が郵送され、61 年 3 月 11 日に銀行で 3 か月分計 2 万 220 円を納付したはずなのに記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 1 月 4 日に国民年金の加入手続を行い、61 年 3 月 11 日に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付書で納付した。」と申述しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、50 年 9 月 3 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、51 年 2 月 29 日に資格を喪失後、次に資格を取得したのが 59 年 5 月 4 日と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 61 年 3 月 11 日付けの受領印のある領収証書を提出しているが、当該領収証書には「60 年度分」と印刷され、金額内訳に 1、2、3 月分と印刷されていることから、61 年 1 月から同年 3 月までの保険料に係る領収証書と認められ、申立期間の保険料を納付したことは確認できない上、同年 3 月 11 日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

加えて、申立人が納付したと主張している金額は、申立期間の法定保険料額と異なっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成20年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年10月

私は、平成20年分の所得税の確定申告において、申立期間の国民年金保険料を含め社会保険料を申告し、控除を受けているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年分の確定申告において、申立期間の国民年金保険料を含め社会保険料を申告し、控除を受けたと述べているところ、税務署が保管する20年分所得税確定申告書には、4か月分の国民年金保険料が控除額として記載され、同年7月から同年9月までの領収証書は添付されているものの、申立期間に係る領収証書のみ添付されておらず、申立期間の保険料の納付について確認することができない。

また、申立人は、国民年金保険料を国民健康保険税と一緒にコンビニエンスストアで納付したと述べていることから、A市の国民健康保険税の収納日に基づき、申立人が納付場所として挙げた複数のコンビニエンスストアに同日の収納記録の照会を行ったが、申立期間の国民年金保険料の収納記録は無いとの回答を得ている。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子の実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないもの

と考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3827

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで

私は、申立期間当時はA県に下宿し大学に通っていたが、昭和63年12月に国民年金保険料の納付書がB市の両親宅に郵送され、母が私の将来を考えて、1年ごとにまとめて近所のC郵便局で保険料を納付してくれた。両親は、「経済的に苦しかったが、きちんと納付した。」と言っているので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に国民年金保険料の納付書がB市の両親宅に郵送されたので、申立人の母が1年ごとにまとめて郵便局で保険料を納付してくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年1月30日に社会保険事務所（当時）からD市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、同年10月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が3年10月1日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録とも一致する。

また、平成3年3月以前は、学生は国民年金に任意加入とされており、申立期間当時、申立人は学生であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となるが、制度上、任意加入対象期間については、加入手続の時点から遡って資格を取得することはできず、保険料を納付することもできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、E県、A県及び

F県内において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料を納付したとする申立人の母は自宅近くの郵便局で1年ごとにまとめて納付したと述べているが、B市国民年金課は、申立期間当時、郵便局において現年度保険料を納付することはできなかったと回答している。

加えて、申立期間は28か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年3月までの期間、9年4月から11年10月までの期間、12年6月から13年6月までの期間、同年10月から16年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年3月まで
② 平成9年4月から11年10月まで
③ 平成12年6月から13年6月まで
④ 平成13年10月から16年3月まで
⑤ 平成16年5月から同年11月まで

私は、市役所から年金手帳が送られてきたが、国民年金保険料の納付は困難だったので申立期間①の免除申請を行った。申立期間②については、毎年3月頃に市役所から免除申請書が送られてきたので、記入し送付した。申立期間③及び④については、退職後、国民年金の加入手続と免除申請を同時に行い、翌年度の免除申請については、3月頃に市役所から免除申請書が送られてきたので、記入し送付した。申立期間⑤については、退職後、国民年金の加入手続と免除申請を同時に行った。

以前、年金手帳を市役所に回収されたことがあり、その手帳に免除の記録があったと思う。申立期間①から⑤までを全て免除申請したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、申立期間①から⑤までの国民年金保険料については免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録において、当該期間に係る免除承認記録は確認できない上、記録の取消等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間①から④までについては、A市の国民年金被保険者名簿の納付

記録とオンライン記録は一致しており、当該期間は未納であることが確認できる上、申立期間④については、オンライン記録において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成13年10月1日以降国民年金の加入手続を行っていないという理由で15年8月26日及び16年5月25日に国民年金の加入手続を促す勸奨状が作成されていること、及び同年4月1日に厚生年金保険に加入したことによる国民年金被保険者資格の自動喪失処理が行われていないことが確認できることから、申立期間④は勸奨状が作成された時点まで国民年金に未加入の期間であったことがうかがえ、速やかに免除の申請を行っていたとする申立人の主張と相違している。

申立期間⑤については、オンライン記録において、免除申請を行った形跡は確認できない上、直後の平成16年12月以降の期間が免除となっているところ、この免除期間に係る申請は17年1月4日に行われていることが確認でき、当時は申請日の属する月の前月から免除が承認される取扱いとなっていたため、当該免除申請日において、16年11月以前の保険料は免除承認の対象とならない。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人が別の基礎年金番号により、国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人は、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに申立期間①から⑤までについて免除申請の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間の大半は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低くなっている上、申立期間は合計5回、86か月と長期間に及んでおり、行政側がこれほどの回数において年金記録事務を誤ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成13年4月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月から11年3月まで
② 平成13年4月から15年3月まで

私は、国民年金に加入したが、平成10年12月から11年3月までの期間は、世帯主である母が失業中で収入が無く、国民年金保険料の免除申請を行い、13年4月から15年3月までの期間は、私が学生納付特例の申請を行い、それぞれの期間について申請が認められたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は世帯主である申立人の母が失業中で収入が無く、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録において、申立期間①に係る免除承認記録は確認できない。

また、申立人の免除申請を行ったとする申立人の母は、免除申請の手続を行った記憶が明確ではないため、具体的な免除申請の手続状況は不明である上、申立人の母も申立期間①は未納である。

さらに、申立人は、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる関連資料を所持していない上、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は学生であったため、学生納付特例の申請を行ったと主張しているが、オンライン記録において、申立期間②

に係る学生納付特例の承認記録は確認できない。

また、オンライン記録により、平成16年8月13日付けで過年度納付書が発行されたことが確認できることから、申立期間②は、当時、未納期間として扱われていた事情がうかがえる上、申立人の母は、申立期間②の一部が未納となっており、申立人が学生納付特例の申請手続きを行ったかどうか記憶に無いと述べている。

さらに、申立人は、学生納付特例申請書を提出したこと及び学生納付特例の承認を受けたことを確認できる関連資料を所持していない上、ほかに申立期間②の保険料を学生納付特例により猶予されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 加えて、申立期間①及び②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、13年4月から15年3月までの国民年金保険料を学生納付特例により猶予されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3830

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年6月までの期間及び5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から同年6月まで
② 平成5年4月

私は、平成4年2月末に勤務先を退職した後、A区役所に出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その場で国民健康保険料及び国民年金保険料を納付した。また、5年3月末に会社を退職した後も同様にA区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、そのときにそれぞれの保険料を納付したはずである。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年2月末及び5年3月末に退職した後、A区役所に出向き、速やかに国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その場でそれぞれの保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年8月12日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の被保険者の免除申請日から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、このときに厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年7月16日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の被保険者となった日の最初の記載は6年7月16日となっており、当該資格取得日はオンライン記録とも一致することから、資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続と同時に国民健康保険にも加入し、加入手続時に国民健康保険料も納付したと主張しているところ、B市A区は、「申立人は、平成9年5月11日に国民健康保険の資格を取得していることは確認できるが、それより前の記録は無いため、申立期間当時の加入状況は不明である。また、国民健康保険は所得に応じて保険料額が異なるため、通常は保険料額を計算した上、後日納付の連絡をすることとなる。」旨の回答をしていることから、申立人が申述する納付手続とは符合せず、加入手続時に国民年金保険料と国民健康保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から54年3月まで

私は、学生であったので、母が「あなたは、まだ学生で収入が無いので、国民年金保険料は代わりに納付しておくから、自分で収入を得るようになったら、自分で納付するように。」と言い、私に年金手帳を見せ、年金の仕組みを教えてくれた。納付したことを証明する資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年9月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続きが行われていることが推認できることから、その時点において、申立期間の保険料の過半は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとするその母は、申立期間における保険料の納付額等についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3991（事案 1475 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月1日から19年10月1日まで

前回の委員会の通知における判断の理由のうち、当時、労働者年金保険法において、工員等の男子筋肉労働者のみが適用対象とされ、昭和17年12月31日付けで「A（職種）」として発令されており、B社から提出された「職分身分等一覧表」により、「A（職種）」は職員に位置付けられていたことが確認でき、被保険者にはならないとの理由があった。しかし、「A（職種）」は準職員であり、職員ではなかったこと、及び月給社員とは日給月給のことであり、C（職種）から仕事を始めて、D社にはそのままの職位で異動していること、当時の住まいも職員住宅ではなく、C（職種）が住む通称「E」に住んでいたことなどの事実があり、今回、新たに資料として、B社F事業所発行の冊子「G」（抜粋）、戸籍謄本、学歴・職歴等の記載及び辞令などを提出するほか、私と一緒に入社した元同僚のうち証言することを承諾してくれた方の「年金加入履歴」を提出するので、調査の上、申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時施行されていた労働者年金保険法の適用対象は、男子筋肉労働者のみであったところ、申立人が昭和17年12月31日付けで「A（職種）」を発令され職員に位置づけられたことで、同法の適用対象とならなくなったと認められる上、申立期間において労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月6

日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、A（職種）は準職員であり、職員が居住する二軒長屋ではなく四軒長屋に住んでいたこと、及び月給制の職員とは違う日給月給であったことから申立人は職員ではなく労働者年金保険法の被保険者であったと主張しているが、B社は、i）「A（職種）は職分身分等一覧表にあるとおり、準職員であり、準職員は労働者年金保険法の被保険者ではなかった。」、ii）「労働者年金保険法に基づく被保険者は、給与の支払方法で区分されるものではなく、職種によって区分されるものである。」と回答していることを踏まえると、準職員であるA（職種）は労働者年金保険法の被保険者とならないことから、「A（職種）」発令（昭和17年12月31日付け）の翌日の18年1月1日付けで申立人が被保険者資格を喪失していることに不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 21 日から 14 年 6 月 12 日まで
私の夫は、A社及びB社に勤務していた申立期間当時、実際は、報酬月額 50 万円を支給されていたが、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額は低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与総額）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の妻から提出された給与明細書により、申立期間のうち、平成 10 年 10 月、11 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 10 月から 12 年 2 月まで、同年 9 月から 11 月まで、13 年 1 月から同年 2 月まで、同年 4 月、同年 6 月及び同年 10 月の期間に係る厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出の無い平成5年11月から10年9月まで、同年11月から11年3月まで、同年7月、同年9月、12年3月から同年8月まで、同年12月、13年3月、同年5月、同年7月から同年9月まで、同年11月から14年5月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る給与総額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、訂正、取消など不適切な処理が行われている形跡は認められない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 2 月に A 社を設立し、当時から社会保険に加入していたが、私の厚生年金保険の加入記録は、60 年 8 月 1 日からになっているので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る定款及び閉鎖登記簿謄本により、当該事業所が昭和 56 年 2 月 1 日に設立され、申立人は、申立期間に当該事業所の代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 60 年 8 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当時の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料を保存していない。」と供述している上、オンライン記録により、昭和 60 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる被保険者 3 名のうち 1 名は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得する半年ぐらい前に入社したが、そのとき、会社は社会保険に加入していなかった。社長が、そろそろ加入しようと言って、私が手続に行ったことを記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 26 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間前の昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 5 月 26 日までの厚生年金保険被保険者期間は、A事業所（現在は、B事業所）C部D課の被保険者として記録されているが、その間はE事業所（現在は、F事業所）に勤務していたはずであり、その後、49年6月1日からA事業所G部H課に勤務するまでの申立期間については、A事業所C部D課に勤務していたので、申立期間の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 5 月 26 日から 49 年 6 月 1 日までA事業所C部D課で勤務していた。」と主張している。

しかし、A事業所C部D課は、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、49年4月1日に再度適用事業所となっており、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B事業所は、「当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している上、A事業所C部D課の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している6人に照会したところ、回答があった3人は、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

さらに、申立人が氏名を挙げたA事業所G部H課の元職員は、「申立人がA事業所の臨時職員として働いていたことは覚えているが、どの課で、いつ頃勤務していたかまでは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

加えて、申立人のA事業所C部D課に係る被保険者原票により、申立人

は、昭和 47 年 5 月 26 日から 48 年 5 月 26 日までの 1 年間、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できることから、当該期間に厚生年金保険の被保険者だったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人の A 事業所 C 部 D 課における被保険者資格取得日は昭和 46 年 8 月 1 日、資格喪失日は 47 年 5 月 26 日と記録されているところ、申立人は、「この間は、E 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、F 事業所は、「E 事業所の当時の資料に申立人の氏名は無く、E 事業所は、昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 5 月 25 日までの期間に申立人に給与を支給していない。」と回答している上、E 事業所に係る昭和 46 年 8 月から 47 年 5 月までの被保険者原票に申立人の氏名は存在せず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の当該被保険者記録が E 事業所における記録であるとは認められない。

千葉厚生年金 事案 3995 (事案 587 及び 2661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月21日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月1日から59年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月21日から同年6月1日まで
② 昭和58年3月1日から59年7月1日まで

私は、申立期間①について、厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないこと、及び申立期間②についてA社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことについて申し立てたが、記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。審議の結果に納得できないので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票において、第四種被保険者の資格喪失日が昭和44年6月1日から同年4月21日に訂正処理されている上、備考欄にB社で同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記載されていること、ii) 申立人のB社における厚生年金保険被保険者原票に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、第四種被保険者の資格取得時の被保険者記号番号と同一であること、iii) 第四種被保険者としての厚生年金保険料の納付の有無及び過誤納金の還付の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、当該事務処理に不自然な形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、C事業所の所員原簿及び所内履歴の写しを新たに提出しているが、これらは第四種被保険者としての保険料の還付とは関係が無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) A社での雇用保険の加入記録が、申立人の厚生年金保険被保険者原票で確認できる厚生年金保険の加入記録とおおむね一致していること、ii) 申立人は申立期間②のうち、昭和59年5月及び同年6月について国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について事業主等から聴取できないこと、iv) 申立人が提出した昭和59年分確定申告書に記載された社会保険料控除額17万401円は、申立人の同年7月の標準報酬月額(36万円)を基準にすると、約5か月分に相当し、オンライン記録で申立人が被保険者資格を取得した同年7月1日以降の社会保険料(翌月控除)であると考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月25日付け及び22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、D市が発行した昭和60年度「市民税・県民税の計算例」の写しを新たに提出しているが、当該資料をもって申立期間②における保険料の控除は推認できず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 2 日から 47 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 8 月から 48 年 9 月まで A 社に継続して勤務したが、同社での勤務期間のうち、45 年 9 月 2 日から 47 年 8 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者記録については、昭和 44 年 8 月 19 日に資格取得し、45 年 9 月 2 日に資格喪失後、47 年 8 月 1 日に同社において再度資格取得し、48 年 9 月 30 日に資格喪失したとされているところ、申立人は、「44 年 8 月から 48 年 9 月まで、当該事業所に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社は、「申立期間当時の在籍者を確認できる人事記録等の資料が何も残されておらず、申立期間において申立人が継続して勤務していたかどうか不明。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録において、申立人の資格取得日は昭和 44 年 8 月 19 日、離職日は 45 年 9 月 1 日、2 回目の資格取得日は 47 年 8 月 1 日、離職日は 48 年 9 月 29 日と記録されており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 45 年 9 月 1 日に資格喪失と記載されており、47 年 8 月 1 日に再度資格取得した際には、新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、48 年 3 月 5 日に記号番号の重複取消が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和33年5月1日にA社（現在は、B社）C支店から同社D支店へ異動し、同日付けで同社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その資格取得時から3か月間の標準報酬月額が、その直前の1万8,000円から1万6,000円へ下がっている。その期間に給与額が下がった事実はないので、1万8,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において給与が減額した事実はなく、申立期間の標準報酬月額は、1万8,000円が正しい。」と主張している。

しかし、B社は、「申立人の申立期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができない。

また、A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、昭和33年5月の資格取得時は1万6,000円、同年8月の随時改訂により1万8,000円と記録され、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 6 日から同年 12 月 14 日まで
私は、昭和 43 年 3 月に A 社 B 事業所を退職した後、脱退手当金を受給した。その後、同年 5 月から同年 12 月まで同社 C 事業所に勤務したが、その期間については受給していない。年金事務所の記録では、同社 C 事業所を退職した後の 44 年 3 月に脱退手当金が支給されているが、申立期間について受給した記憶は無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険事務所（当時）の記録上、合算して脱退手当金が支給決定されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている A 社 B 事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無く、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間と受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さとはうかがえない上、A 社 C 事業所から提出された台帳により、当該事業所が昭和 44 年 1 月 22 日に申立人に係る脱退手当金の請求書を社会保険事務所に提出したことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年5月1日までの期間、30年3月6日から35年10月1日までの期間及び同年10月1日から42年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和26年5月1日から30年3月6日までの期間及び31年3月1日から33年3月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和30年3月6日から35年10月1日まで
③ 昭和35年10月1日から42年4月1日まで
④ 昭和26年5月1日から30年3月6日まで
⑤ 昭和31年3月1日から33年3月26日まで

私は、申立期間①及び②を含む昭和26年4月から35年9月まで継続してA社に勤務し、申立期間③については、B社に勤務した。申立期間①、②及び③における厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間④及び⑤は上記2社における厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を受け取った記録になっているが、脱退手当金の説明を受け、請求手続を行った覚えは無いし、受給した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和26年4月から35年9月まで継続してA社に勤務した。」と主張している。

しかし、申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保

険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚は、「26 年 4 月から勤務していたが、1 か月は見習期間かもしれない。」と供述している。

また、当該事業所の複数の元同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立期間①及び②において申立人が勤務していたことの証言を得ることができないことから、申立人の勤務期間を特定できない。

さらに、当該事業所は、昭和 32 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であるため、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、「昭和 35 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで B 社に勤務した。」と主張している。

しかし、当該事業所を承継した C 社 D 部は、「保存期間経過のため、賃金台帳、源泉徴収票等は処分済みである。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所で申立人と同じ課に勤務していた複数の元同僚は、「申立人は、私が資格喪失した昭和 33 年 6 月 1 日より少し前に退職した。」、「申立人は、私が勤務した 34 年 10 月以前に在籍していたのではないか。」と供述している上、C 社 D 部から提供された人事内報によると、申立人は 33 年 3 月 25 日付けで依願退職しており、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険のオンライン記録と符合する。

さらに、B 社の前身である E 社 F 工場の労働組合の元幹部は、「申立人は、A 社が倒産した際に、転職してきた。」と供述しており、前職の A 社 G 工場は昭和 32 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることからすると、申立人が E 社 F 工場における被保険者資格を 31 年 3 月 1 日に取得していることに不自然さは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録においても同日で資格取得していることが確認できる。

このほか、申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④及び⑤について、E社F工場で申立人と同じ課に勤務し、ほぼ同時期に退職した元同僚は、「厚生課の担当者から、厚生年金保険料が掛け捨てになることから脱退手当金の受給を積極的に勧められたので受給した。請求手続は会社が行ってくれた。当時、結婚すると脱退手当金を受け取るのが普通だった。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求をした可能性が高かったものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年12月10日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、当該事業所を結婚のため退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 4 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 7 月 7 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 平成 4 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 23 年 7 月 7 日付けで入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日になっているので訂正してほしい。また、同社における社内規定によれば、定年退職日は満 60 歳の翌年 3 月 31 日となっていると思うので、被保険者資格喪失日は平成 4 年 4 月 1 日となるので、訂正してほしい。

また、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間における標準報酬月額が 2 万 2,000 円になっているが、正しくは 2 万 6,000 円であり、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「当時の厚生年金保険の被保険者資格に係る取得及び喪失の届出、厚生年金保険料の控除等については、根拠となる資料を保管していないので分からない。」としているものの、「当社に

保管されている社内歴によれば、申立期間当時、社員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、入社日から見習期間等の期間を経てから被保険者資格を取得している。」と回答している。

また、当時の同僚は、「私は見習社員で入社して、半年ほどして正社員になった。厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、正社員になった日である。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所は申立期間①当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社後、数か月の見習期間等を経てから加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と資格取得日が同日（昭和36年5月1日）の18人のうち、連絡の取れた3人は「当該事業所における自分の標準報酬月額に不自然さは感じられない。」と供述している。

さらに、A社の申立期間②に係る被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間②において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明書によれば、申立人の同社における退職日は平成4年3月25日と記載されており、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険のオンライン記録と符合する。

また、B社から提出された同社の就業規則によれば、「従業員が満60歳に達したときは、その年令の誕生日が属する年度の3月25日をもって定年退職日とする。」と記載されている。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 12 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 26 日まで

私は、年金記録において、昭和 50 年 8 月 13 日に A 社と B 社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給したとされているが、受給した記憶が全く無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務した B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、当該事業所の元総務経理課長は、「当時、B 社では、結婚を理由に退職する旨申し出た女性社員については、厚生年金保険の脱退手当金の請求意思の有無を確認し、請求の意思を表明した場合は、本人に代わって脱退手当金の請求手続を行い、意思の表示をしなかった者については、説明資料と当該請求書を手渡していた。申立人は、経理及び厚生年金保険関係の事務を担当していたが、主として厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の届出に係る事務を担当しており、窓口で脱退手当金の説明を行う同僚社員の対応を見ていたはずであり、脱退手当金制度についても自然と耳にして理解していたと思う。」と供述している。

さらに、申立期間以前の当該脱退手当金の支給対象となっていない C 社における被保険者期間については、支給対象となっている 2 事業所とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号により管理されていた上、3 か月と短期間であることから、脱退手当金の裁定請求の際、申立人が失念していた

ものと推認される。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社において、平成 13 年 1 月から同年 10 月末日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間については厚生年金保険に加入していたはずである。年金事務所の記録に納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主は、「従業員の退職日については、退職日の3か月前までに会社へ申し出ることを原則としており、急な退職者でない限りは賃金締め日の翌日（21日）で社会保険を資格喪失させることが通例だった。」と回答している。

また、B健康保険組合における申立人の当該事業所での加入記録とオンライン記録は符合しているところ、同健康保険組合の記録から、申立人は退職後の平成13年10月21日から健康保険任意継続被保険者となることが確認できる上、同日付けで国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年6月16日から35年12月27日までの期間及び36年4月8日から41年1月1日までの期間について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月1日から54年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月16日から35年12月27日まで
② 昭和36年4月8日から41年1月1日まで
③ 昭和52年1月1日から54年7月1日まで

私は、申立期間①及び②については脱退手当金を支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③についてはA社に勤務し、厚生年金保険に加入していると思っていたが、被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年5月21日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金支給対象期間の最終事業所であるB社C事業所の承継会社であるD社E（部門）から提出された「脱退手当金（昭和41年3月5日整理）」において、申立人の記載のあるページに記載されている申立人以外の24名のうち23名は、オンライン記録において脱退手当

金を支給決定した記録がある上、複数の元同僚は、「退職する際に、会社に脱退手当金の手続をしてもらい、社会保険事務所（当時）で脱退手当金を受給した。」と供述していることから、申立人についても事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行ったものと認められる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、A社の元役員の供述により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時にF（職種）として当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間の一部期間について社会保険を担当した元同僚は、「基本的に役員と社員は社会保険に加入していたが、全員が加入していたわけではなかった。」と供述している。

また、申立人は自分と同じ事務を担当していた元同僚3名の氏名を挙げているところ、そのうちの1名はオンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、他の2名は、申立人が記憶している勤務期間よりも厚生年金保険の加入期間が短いことが確認できることから、当該事業所では、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「30年以上も前のことは分からない。当時の関係資料は破棄して残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 26 日から 57 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 53 年 2 月 15 日から平成 3 年 6 月 30 日まで勤務していたが、昭和 53 年 2 月 26 日から 57 年 5 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。当時、第二子（52 年*月生）が生まれたばかりの時期で、同社に 1 か月だけ勤務して退職し、約 4 年後に同じ会社に再度入社することは考えられないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「昭和 56 年度市県民税特別徴収税額更正（修正）・決定等変更通知書」の勤務先欄から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所が加入していたB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格の得喪に係る届出の写しにより、申立人が昭和 53 年 2 月 15 日に資格を取得し、同年 2 月 25 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人から提出されたC市の「昭和 56 年度市県民税特別徴収税額更正（修正）・決定等変更通知書」の社会保険料控除額（13 万 9,980 円）は、申立人の昭和 53 年 2 月 26 日の資格喪失時の標準報酬月額 17 万円から試算される社会保険料控除額（18 万 7,425 円）を大幅に下回っていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 7 月 14 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が8万円に引き下げられていた。平成 23 年 2 月 4 日付けで、当初社会保険事務所（当時）に記録されていた標準報酬月額 36 万円に戻されているが、同社には、前職よりも高い給与額であることを条件に転職したので、給与は 50 万円はもらっており、標準報酬月額が 36 万円であるということに納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 7 月 16 日）から約 8 か月後の 7 年 3 月 2 日に、被保険者資格取得日に遡及して 36 万円から 8 万円に訂正されていたところ、年金事務所は、合理的な理由の無い遡及訂正処理であるとして、職権により 23 年 2 月 4 日に、6 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額を事業主が当初届け出た 36 万円に訂正したものの、申立人は、事業主が当初届け出た標準報酬月額自体が実際の報酬月額より低い額で届け出られていたと主張している。

しかし、申立人と同様に年金事務所により標準報酬月額が職権訂正されている元同僚から提出された給与明細書（平成 6 年 4 月から同年 6 月まで）により、職権訂正後の標準報酬月額は、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、元事業主の所在は不明

であり、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の所在は不明である上、申立人が氏名を挙げた元役員も具体的なことは承知していないと供述していることから、申立人の申立期間に係る保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立期間において申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に相当する保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月から 43 年 8 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、35 年 8 月から 37 年 1 月までの期間の前後は標準報酬月額が 2 万 2,000 円であるのに対して、申立期間は 1 万 4,000 円及び 1 万 2,000 円と低くなっている。申立期間に給料の減額は無く、納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の標準報酬月額に比較して申立期間の標準報酬月額が低くなっていると申し立てているが、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料が残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社の厚生年金保険被保険者の昭和 35 年 8 月の随時改定及びその後の標準報酬月額の推移について、申立人と同期入社の子同僚 40 人のうち、同年 8 月に標準報酬月額の月額変更が行われている 5 人を調査したが、供述が得られた 4 人は、いずれも当時の給与明細書を所持しておらず、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高額な保険料を控除されていたか確認できない。

さらに、申立人の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、同被保険者名簿の申立人に係る記録管理に不自然さはない。

このほか、申立期間において事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 6 日から 45 年 9 月 1 日まで
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職するときに、請求手続を行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和46年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4008 (事案 2431 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は、前回の申立てにおいて、第三者委員会から「申立期間において A 社が適用事業所として確認できないので、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。」旨の通知を受けたが、納得できない。社会保険事務所(当時)で受け取った平成 19 年 10 月 24 日付けの「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)」における「現存制度」及び「資格取得年月日」の欄が消されて空欄になっているので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、B 区に所在する A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できないこと、ii) 所在地を管轄する法務局においても当該事業所の商業登記の記録は確認できないこと、iii) 申立人は、申立期間当時の同僚として 3 人を挙げているが、氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定できないため、同僚への聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態等について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、社会保険事務所で受け取った基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)における「現存制度」及び「資格取得年月日」の欄が空欄になっていることを理由として、申立期間の年金記録が消されたと主張しているが、当該回答票の記載内容について、日本年金機構は、「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)の現存制度及び資格取得年月日の欄については、回答票出力日現在において加入している年金制度(国民年金、

厚生年金保険及び船員保険)の名称及び現在加入中の年金制度における資格取得日が表示される。」と回答しており、当該回答票における現存制度及び資格取得年月日の欄が空欄であることは、申立人の主張する年金記録が消されたことを意味するものではなく、申立人が当該回答票出力日において年金制度(国民年金、厚生年金保険及び船員保険)に加入していないことから空欄として表示されていることが確認でき、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに申立人から新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 14 年 5 月 29 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 11 年 5 月から 14 年 4 月までの標準報酬月額がその前の期間の額と比べて著しく低くなっていることが分かった。私は申立期間の給与額が下がったことについて心当たりは無いので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額がその前の期間の額と比べて著しく低くなっているが、給与が下がったことは無い。」と主張している。

しかし、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬改定通知書及び被保険者標準報酬決定通知書に記載されている平成 11 年 5 月の随時改定及び同年から 13 年までの定時決定における標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、事業主は、「申立期間当時の出勤簿や賃金台帳等は保管していないため推測ではあるが、標準報酬月額が下がった理由として、11 年 1 月から給与体系を変更したことが関係している可能性がある。」と回答している。

また、オンライン記録により、当該事業所で申立期間に厚生年金保険被保険者であった元同僚のうち 10 人の標準報酬月額を確認したところ、平成 11 年 5 月の随時改定において、標準報酬月額が減額となった者は 7 人いることが確認できる上、申立人と同一職種であった元同僚が所持する 13 年 4 月から 14 年 12 月までの給与支給明細書において、13 年及び 14 年

の定時決定の算定月となる5月から7月までに支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表に当てはめた金額、及び給与支給明細書から確認できる各月に控除されている厚生年金保険料額から逆算した標準報酬月額は、当該元同僚のオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は当時の元同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録により申立期間に厚生年金保険被保険者であった元同僚13人に文書照会し、そのうち4人から回答を得たが、具体的な証言は得られず、申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。